

# モノづくり企業新規事業創出プログラム 委託業務仕様書

## 1 事業名

モノづくり企業新規事業創出プログラム委託業務  
(オープンイノベーション裾野拡大事業)

## 2 事業目的

本県では、県内の製造業の製品・技術等を広くアピールするため、2003 年度から、世界に誇る独自の技術や製品を有する優れたモノづくり企業を「愛知ブランド企業」として認定（認定企業累計 426 社（2026 年 2 月末時点））してきた。

しかし近年、カーボンニュートラル実現に向けた技術革新や DX の加速、消費者ニーズの多様化に加え、アメリカの関税政策の転換など、事業環境は大きく変化している。このような中で、愛知ブランド企業を始めとするモノづくり中小・中堅企業が持続的な成長を遂げるためには、既存の製品や技術に固執することなく、新市場への参入や新製品の開発等（以下「新規事業創出」という。）にチャレンジし、新たな企業価値を創造する必要がある。

そこで本事業では、愛知ブランド企業を始めとするモノづくり中小・中堅企業が持続的に成長し続けるため、自社のコア技術を活かした新規事業創出を支援する。

また、このような環境変化にスピード感を持って対応するには、自社単独での取組に限らず、外部の知見や技術を積極的に取り入れることが有効な手法となる。そこで STATION Ai 会員企業やスタートアップ、シーズを有する事業会社などとのオープンイノベーションや各分野の専門家も活用し、新規事業創出を支援する。

## 3 委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 26 日（金）まで

## 4 事業内容

愛知ブランド企業又は本県の基盤産業関連のモノづくり中小・中堅企業を対象に、新規事業を創出するための計画策定から、計画内容の実行までをコーディネーターが一貫して支援する総合支援プログラムを実施する。加えて、スタートアップ等と連携するオープンイノベーションの手法による新規事業創出が有効な場合には、オープンイノベーションの実施を支援する。

- 支援企業数  
10社程度  
※ 2025年度に本プログラムに参加し、継続支援を希望する企業の中から、審査の上選定する企業（最大4社）を含む
- 支援対象企業  
新規事業創出の取組を希望する愛知ブランド企業又は基盤産業\*関連のモノづくり中小・中堅企業（県内に本社または工場・製造拠点等がある製造業の企業）  
※ 基盤産業とは、自動車を除く輸送機器、電気機器、一般機械・精密機器、金属製品、プラスチック等を指す
- 本事業の目標  
支援企業における具体的な成果（秘密保持契約、実証実験の実施、製品化、見積依頼の受領、新規売上計上等）

支援にあたっては、製造業における新規事業創出に必要な知見や経験を有するとともに、オープンイノベーションについての知識やネットワークを持つコーディネーター等（以下、「コーディネーター」という。）を通年で配置して、個別伴走支援や関係者との各種調整を行うとともに、支援序盤にキックオフイベント、中盤に中間報告会、終盤に成果報告会を企画・開催する。

具体的には、以下の（1）～（4）に掲げる支援事業の実施・運営及びそれに伴う業務について必要な事務を行うこと。

## （1）支援企業の募集

- ・ 参加を希望する企業を募集すること。募集の際は、PRチラシ及びWEBページを作成するとともに、募集期間を1か月程度設けること。
- ・ 募集にあたっては、県と協力して愛知ブランド企業や基盤産業関連のモノづくり中小・中堅企業に参加の声掛けを行うとともに、メディアやSNS、委託事業者の有するネットワークを活用し、プロモーションを行うこと。
- ・ 支援企業の選定にあたっては県と協議の上、審査基準を作成すること。
- ・ 募集締切後、支援企業を選定すること。選定方法については、県と協議の上決定し、必要に応じて外部有識者に参加してもらうこと。
- ・ 全体の選定企業数が7社以下の場合は、県と協議の上、再募集を検討すること。

## （2）総合支援プログラムの実施

### ア 2026年度新規採択企業への支援

#### a 新規事業計画の策定支援（フェーズ1：2026年5月～7月）

- ・ ワークショップを合計で4回～6回程度（1回あたり120分～180分程度、合計720分程度を目安とする。）実施し、新規事業計画の策定を支援すること。
- ・ ワークショップの実施方法は、全支援企業合同で会場開催を基本とするが、事

業効果を高めることを目的とする場合は、オンラインでの開催に切り替えることも可能とする。

- ・ 実施内容は、支援企業による新規事業創出に関する着想、発案が促進され、実現に向けて論理的に思考が整理されるようなものとし、以下のテーマを盛り込むこと。また、必要に応じて外部有識者を講師として招聘すること。

**【ワークショップテーマ】**

- ✓ 新事業創出の知見習得
- ✓ 自社の技術・強みの整理・分析
- ✓ 内部環境分析、外部環境分析
- ✓ 新規事業や新製品開発の方向性の決定
- ✓ ターゲット市場の動向・競合分析
- ✓ 新規事業計画の実行に向けたアクションプラン
- ・ 上記に加え、支援序盤のタイミングで、県の担当者とともに支援企業の現場を訪問し、事業実態の把握や保有技術の確認を行うこと（現場確認）。
- ・ ワークショップの時間内で新規事業計画が完成しない場合は、個別に企業をフォローの上、策定を支援すること。
- ・ また、2025年度からの継続支援企業が改めて新事業計画の策定支援を希望する場合には、県と協議の上、受講を認めるものとする（その場合、現場確認は不要）。

**b 新規事業計画の実行支援（フェーズ2：2026年9月～2027年3月）**

- ・ 中間報告会開催後、隔週で1回程度（1回あたり60分程度）のコーディネーターによる個別面談を実施し、新規事業計画の達成に向けた支援を行うこと。
- ・ コーディネーターによる個別面談のほか、支援企業が新市場開拓を目指す場合、その市場に精通し、適切な支援が行える専門家（外部有識者等）を選定し、個別面談の機会を用意すること。
- ・ スタートアップ等と連携するオープンイノベーションの手法による新規事業創出が有効な場合には、オープンイノベーションの実施を支援すること。

**① 個別面談について**

- ・ 詳細な市場情報の収集、見込顧客のリストアップ及びヒアリング調整、技術の検証、試作品開発、試作品等の顧客毎のカスタマイズ、試作品評価、展示会等出展、広報ツールの作成及び販路開拓等の支援を行うこと。
- ・ 補助金等の公的支援制度の活用を検討するなど、事業期間終了後も支援企業が自発的かつ継続的に新規事業創出に向けた取組ができる内容とすること。

**② オープンイノベーションの支援について**

- ・ 他社との事業共創内容決定後は、共創相手となり得る事業会社やスタートアップ等の探索を支援し、マッチングに向けた個別商談機会を設定すること。
- ・ 個別商談の実施後は、共創相手の選定支援を行い、選定後は両社による具体的な取組に結び付くよう伴走支援を行うこと。

③試作品開発及び展示会等出展費用への支援について

- ・ 目標達成を支援するため、新事業創出に向けた試作品開発及び展示会等出展の段階に達した支援企業については、その経費に対して 50 万円/社を目安に委託事業者が支援企業に対して負担すること。なお、対象経費に該当するかどうかは県と協議の上決定することとする。

イ 2025 年度からの継続企業への支援

a 新規事業計画の実行支援（2026 年 5 月～2027 年 3 月）

- ・ 支援内容は、4（2）ア b と同様とする。
- ・ 4（2）ア a の新規事業計画策定支援を受ける企業においては、同支援期間終了後に、本支援を受けるものとする。

ウ 全社への共通支援

a キックオフイベント（2026 年 5 月）

- ・ 支援企業のモチベーション向上及び支援企業同士のネットワークの形成を目的としたキックオフイベントを開催するため、当日の会場手配、運営、連絡調整、交流会を行うこと。
- ・ 4（2）ア a のワークショップの第 1 回目と同時開催を軸に検討し、具体的な開催方法は県と協議の上決定すること。

b 中間報告会（2026 年 8 月頃）

- ・ 2026 年度新規採択企業においては新規事業計画を発表、2025 年度からの継続支援企業においては実行支援での取組内容や成果、協業ニーズ等の発表を目的とした中間報告会を開催するため、当日の会場手配、当日運営、連絡調整、交流会及びケータリング手配等を行うこと。
- ・ 開催方法は、一般参加不可の非公開方式とする。ただし、本事業の愛知ブランド企業への PR のため、愛知ブランド企業を集めて開催することは可能とし、具体的な開催方法は県と協議の上決定すること。

c 成果報告会及び事業成果の横展開（2027 年 3 月）

- ・ 各支援企業の取組の成果や関連する知見を共有する成果報告イベントを開催するため、当日の会場手配、当日運営、連絡調整、交流会及びケータリング手配等を行うこと。
- ・ 開催方法は、原則公開方式とする。
- ・ なお、成果報告会は、「愛知ブランドイノベーションアワード」と同時開催とし、具体的な開催方法は県と協議の上決定すること。
- ・ 県内のモノづくり企業が新事業創出に取り組む機運を醸成し、取組を進める際の参考となるよう、本プログラムの事業成果を取り纏めた広報資料を企画し、作成

すること。

### (3) 実施体制

- ・ コーディネーターは、原則として月曜日から金曜日は必要に応じてオンラインまたは対面で面談等に対応できる体制とし、支援企業に十分な総合支援が提供できる体制を整えること。
- ・ コーディネーターは必ずしも専従である必要はないが、専従でない場合は必ず複数人体制とし統括者1名を定めること。
- ・ 県内にコーディネーターが活動できる体制の整備、旅費の確保、オンラインでの相談・連絡体制確保等、支援企業及び愛知県との調整が円滑に行える体制とすること。

### (4) その他

- ・ 事業の効果的な推進のために必要な広報を適宜実施するとともに、参加者募集やイベント実施、事業実施結果の情報発信のためのWEBページやSNS等を用いた効果的な情報発信を行うこと。
- ・ 必要に応じて、参加企業に対して本事業内容に係る説明をオンラインまたは対面で実施すること。
- ・ 参加企業同士が、相互の連携を推進できるような提案をすること。
- ・ 中間報告会や成果報告会において、県が実施する他の事業と合同で開催する場合、県が必要とする場合は参画することとし、その際の費用は必要分を負担すること。
- ・ 隔週で1回程度、県に対して事業活動状況報告を行うこと。事業年度を超えるような継続的な案件に円滑に対応できるよう、当該活動状況報告は、組織的に共有しやすい平易な内容とすること。
- ・ 県と調整の上、必要があると認められた場合、愛知ブランド事業等モノづくり企業の支援に関する他の事業との連携・協力を行うこと。

## 5 成果物

### (1) 作成する成果物

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| ・ 事業実施報告書 (A4判)   | 3部  |
| ・ 4(2)ウcで作成した広報資料 | 10部 |
| ・ 上記の電子データ        | 1式  |
| ・ その他、県が指示したもの    |     |

※電子データは県が指定する形式で作成すること。

### (2) 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課

### (3) 納入期限

2027年3月26日(金)

## 6 スケジュール(予定)



## 7 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、本委託業務を総括する責任者(以下「総括責任者」という。)を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本委託業務の内容については、本仕様書及び「モノづくり企業新規事業創出プログラム委託業務(オープンイノベーション裾野拡大事業)企画提案書募集要項」に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、本委託業務の実施にあたっては、県と十分協議すること。
- (3) 本委託業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告すること。
- (4) 本委託業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (9) 本委託業務は国の地域未来交付金(地域未来推進型)を利用するものである。本委託業務完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

ない。

- (10) 本委託業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (11) 天災等の影響により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (12) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (13) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と受託者の協議により定めるものとする。